指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕利用契約書

利用者(以下「契約者」という)と特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさぎ(以下「事業者」という)は、契約者がデイサービスうさぎ(以下「事業所」という)において、事業者から提供される通所介護・介護予防通所介護を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約(以下「本契約」という)を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力を生かし、可能な限り自立した 日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第 5条に定める通所介護・介護予防通所介護を提供します。
 - 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護・介護予防通所介護の内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「通所介護計画・介護予防通所介護計画」という)は、別紙に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条 契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
 - 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

(通所介護・介護予防通所介護計画の決定・変更)

- 第3条 事業者は契約者に係る居宅サービス計画 (ケアプラン) が作成されている場合には、それに沿って契約者の当該計画を作成するものとします。
 - 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、当該計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅介護 サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
 - 3 事業者は、当該計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定 するものとします。
 - 4 事業者は、契約者に係る居宅介護サービス計画(ケアプラン)が更新された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、当該計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、当該計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者・家族または支援する居宅介護支援事業者へ連絡し協議するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して日常 生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(運営規程の遵守)

- 第5条 事業者は別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び施設の維持管理を行うものとします。
 - 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵 守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとしま す
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第6条 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護・要支援認定を受けていない場合及び居宅介護サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料を全額でいったん支払うものとします。(要介護・要支援認定後又は居宅介護サービス計画作成後、自己負担分を除く介護保険給付分を払い戻します。<償還払い>)
 - 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
 - 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
 - 4 利用料金の支払いについては契約者に前月までの費用項目の明細を付し毎月20日までに請求します。(但し認知症等の理由で金銭管理が出来ない場合は、管理をしている方に送ります。)契約者は、金融機関のI-NET・W-NET・郵便局等の口座振替依頼書を提出していただき、その指定口座より毎月27日(銀行休日の場合は翌営業日となります)に前月分の請求金額を口座引き落としによりお支払いいただきます。

(利用日の中止・変更・追加)

- 第7条 契約者は、利用期日前において、通所介護及び介護予防通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
 - 2 契約者が利用期日に利用の中止を申し出た場合には、重要事項説明書に定める所定の取り消し 料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等、正当な事由があ る場合には、この限りではありません。
 - 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所 が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提 示して協議するものとします。

(利用料の変更)

- 第8条 第6条第1項の定めるサービス利用料金について介護給付費体系の変更があった場合、事業者 は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
 - 2 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・ 確保に配慮するものとします。
 - 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、協力医療機関又は看護職員もしく は主治医と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的 に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者は、契約者に対する通所介護及び介護予防通所介護の提供について記録を作成し、それを5年間保管し契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務)

- 第10条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。
 - 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報 を提供できるものとします。
 - 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由 がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又は契 約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第11条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用できるものとします。
 - 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により減失、破損、汚損もしく は変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしま す。
 - 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者と

の協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

- 第12条 契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。 決められた場所以外での喫煙。
 - 2 サービス従事者又は利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

- 第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、 契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条第1項に定める守秘義務に違反 した場合も同様といたします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の 置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができ るものとします。
 - 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第14条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各号に 該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 2 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - 3 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告 げず、又は、不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - 4 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害 が発生した場合。
 - 5 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が 生じた場合。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 第16条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合。
 - ② 要支援・要介護度認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合。
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖し

た場合。

- ④ 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 第18条から第20条に基づき本契約が終了する場合。
- 2 契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

- 第17条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には契約者は 契約終了を希望する日の30日前(最短7日)までに事業者に通知するものとします。
 - 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第5条第3項、第8条第2項により本契約を解約する場合。
 - ② 契約者が入院した場合。
 - ③ 契約者が係る居宅サービス計画 (ケアプラン) が変更された場合。

(契約者からの契約解除)

- 第18条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、 本契約を解除することができます。
 - 2 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
 - 3 事業者もしくはサービス従事者が第10条第1項に定める守秘義務に違反した場合。
 - 4 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - 5 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

- 第19条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 2 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 3 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上(最低2ヶ月)遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらず料金が支払われない場合。
 - 4 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(清算)

第20条 第16条第1項①から⑥により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第2項(原状回復の義務)その他条項に基づく

義務を事業者に対して負っているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

(契約当事者の変更)

第21条 契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断の能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人と定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第22条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受ける窓口 を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

以下の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者は記名捺印のうえ、各1通を保有する ものとします。

平成 年 月 日

事業者	住所 事業者名	茨城県稲敷市福田1597番地 特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさき		
	代表者	デイサービス・理事長	うさぎ 諸岡 明美	印
契約者 (利用者)	<u>住所</u> <u>氏名</u>			<u></u>
()	住所			
	<u>氏名</u>			印